裁判官の報酬の進級制(昇給制)の在り方 (報酬の段階の簡素化を含む)に関する主なやりとり

## 第36回審議会(平成12年10月31日) (略)

## 第56回審議会(平成13年4月16日)

【中坊委員】(略)しかも、第2番目とい たしましては、その人事制度の根幹とい うのは一体何であるのか、何が人事制度 というものが司法行政上大きな力を発揮 するのかというのを考えてみますと、や はリーつには、報酬の多段階制にあるの ではないか。報酬が現行では23段階と いうふうに、非常に微細に分かれておる。 そのこと自体が先ほど言うように人事行 政の中で、個々の裁判官の独立を侵して おる危険性があるのではないかという指 摘があるわけでありまして、そういう意 味における報酬の多段階制はやはり少な くとも数段階等に減らすなど、積極的な 改革が望めない限り、人事行政による裁 判官の独立の侵害があり得るというふう に思うわけであります。(略)

(中略)

【山本委員】(略)それから、報酬制度の 改革、これも中坊先生がおっしれる ように、余りにも微に入り細にうがある ように、余りにも微に入り細にがある はなランク付けみたいさだと思い すれば、それは是正すべうのは、 ものに裁判官というのはしていくわけですから、それに がしていくわけですから、それにじる 料のランクとか報酬のランクというの あってしかるべきであると思います。 の辺もバランスを考慮しないかと 要があるということではないかと思って おります。

(中略)

【高木委員】(略)次に、何に使うのかというのをきちっとしなければならいるこのなければなっていることになってあるのから考えれば、毎年やる必じゃというないは昇給に使うかいは月齢になければ、毎年やらなければ全とになったが、裁判官の場合は報酬というないましたのに対する考えで、終戦りというがいいというようがいいというようがいいというはです。というでもいたのに、いつの間にやら23段階です。

そういう意味では、例えば、国会議員の場合の報酬、これは参議院で6年ですが、報酬自体が全体的に変わることはあり得ますが、例えば、5選目だからこれだけ、1期目だからこれだという差は原則的にない。裁判官の場合にも、任用の際に、あるレベルをクリアーしているということが任用の前提だとするならば、そう毎年毎年上がらなければいけないよ

うな仕組みが本当に要るのか。強いて要 るとしたら、まさに勤続ファクターくら いを見ていけばいいんでしょうし、現実 に 20 年間はそういうものは差はつけな いという運用になっているわけですか ら、10年間は逆に評価も要らないのか なと思ったりもしますけれども、いずれ にしましても、給与がそんな多段階であ るのはそもそも予定していないんじゃな いか。市町村長にしても、知事さんにし てもしかり、これは政治、行政という面 で仕事の内容が全く一緒がどうか吟味し てみる必要があると思いますが、評価の 結果を何に使うかということと、給与の 段階制みたいなものは関係があるんだろ うと思いますが、いずれにしろ内部の評 価が中心だろうとは思います。

## (中略)

【吉岡委員】(略)考えなければいけないのは、さっき 23 段階に分かれているということでしたが、そんなに細かく分ける必要が、裁判官の場合にあるのかと。

## (中略)

【佐藤会長】時間がまいりましたので、再開させていただきます。今日は 12 時を過ぎるとしても、5分か 10 分過ぎぐらいで終わりたいと思っていますので、よろしくお願いします。

さっき申しましたように、最初に、報酬などの問題について少し御議論いただいて、そして、最高裁判所の裁判官の選任等に在り方について意見交換をしていただければというように思っております。まず、報酬などの問題については、さっきから少し御意見が出ておりますけれども、いかがでしょうか。

【藤田委員】今度の制度改革によりますと、 原則的に法科大学院を3年、例外的に2 年ですけれども経由して、どのぐらいの 期間になるのか分かりませんが、更に司 法修習をということになります。以前裁

判所内部で司法修習制度の在り方を検討 したときに議論したんですが、人材の各 分野での取り合いと言いますか、適正な 配分という点から言うと、現状よりも長 い年限を経なければ、裁判官、検察官、 弁護士になれないということになります と、負担が重くなります。恵まれない家 庭の子弟のことを考えなければというこ とは前から申し上げてありまして、一定 限度の別枠、あるいは会長代理のおっし ゃった社会人枠というようなものを考え る必要があるのではないかという意見を 申し上げました。また、裁判官、検察官 の待遇については、今申し上げたような 負担ということを考え、更に弁護士任官 の推進という点からも、報酬とか年金等 の制度について、手厚い措置が必要では なかろうかというふうに考えます。

【高木委員】私、先ほど裁判官の給与はも う単ートでいいという趣旨のかが、今、藤田さんが、今、藤田さんがを出されたが、今、藤田さんが退したが、のたませた、例えば、年ということとないも、任期 10 年とに原則整理・精と。勿やはとに原則を担いれたでの任期ごとに類が、大きには、東任された場合は、思いは通り原系が、また、東任された場合はと思いが、制度系が、はいいようにという意味であったとにという意味である。論いかなと思います。

勿論、テーブル改定等が、例えば、任 用1任期目、2任期目で、レートが若干 経験だとか勤続だとかでやるとしたら、 そういう意味でのレート改定はベースア ップがあって、だからいわゆる定期昇給 原則なし、ベースアップありという、準 ベア方式でお考えになるのが論理じゃな いかなというふうに思います。

【藤田委員】補充いたしますと、今の判事補、判事の給与の格付といいますか、何階級かに分かれている。これが、改善の余地があるかどうかは別といたしまして、ドイツ、フランスのようにキャリア

システムを取る以上は、やはりイギリス のように、ごく少なくしてしまうという ようなわけには、なかなかいかないので はなかろうか。

法曹一元を前提にして考えますと、アメリカやイギリスのように単一、あるいはごくランクが少ないシステムは可能かと思いますけれども、判事補制度を廃止するというようなことが現実論として難しい、将来再検討するかどうかは別といたしまして、キャリアシステムが維持されるという前提ですと、やはりある程度の刻みというものは、やむを得ないのはないかというふうに思っております。

- 【佐藤会長】今、判事補も含めて全部で 23 段階ですか。それについては、藤田委員、 ちょっとお立場上申しにくいところある かもしれませんが。
- 【藤田委員】もうちょっと刻みを少なくした方がいいのかということはありますウンにも、それが今の待遇のベースダウンになるというんだと、やはりさっつ辺になるというな人材を集めるということにすが及ぶ。職業としての魅力がなくらばかり来るということにするのは、そういうな形での到みのは、考えてよいと思います。
- 【山本委員】先ほどちょっと申し上げまし たけれども、私も、功成り名遂げたロー ヤーが、同じところでずっと裁判官をや るというような、アメリカは大体そのよ うですけれども、そういうところはちょ っと別としまして、やはり日本のシステ ムにおいては、競争とか、能力評価とい うのは、どうしてもなくてはいけないと 思うんです。ですから、そういった能力 とか、実際の成績、言葉は悪いですけれ ども、それに関係なく全く報酬が同じだ というのはいかがなものかと思います。 その二十何段階というのがどうなのか私 もよく分からないんですけれども、余り 細か過ぎるのはいかがかという感じがし ますけれども、ある程度の段階は残すべ

きだと思います。

- 【佐藤会長】判事補の場合は、12 段階ですか。あとは9段階と長官が二つある。 そうですね。
- 【藤田委員】私が判事補でおりました当時は、アップが必要ということがあったんでしょうか、特1号とか特2号とか、そういうランクが加わって、それを給与改定のときに本来のランクに繰り入れたということでランクが増えてきたといういきさつがあったんじゃないか思います。
- 【髙木委員】実際には、藤田さん高裁長官 されて、長官手当みたいなものはないん ですか。
- 【藤田委員】特別な手当は全くありません。 【髙木委員】実際には、3号とか、何級か、 それにポストがリンクしている面がある わけでしょう。
- 【藤田委員】3号にリンクしていると言い ますと。
- 【髙木委員】例えば、部総括になると大体 3号だとか、例えば、どういう職位なの かどうか知りませんが、結果的には職位 リンクみたいな面があるじゃないです か。
- 【藤田委員】高裁長官の場合は、東京高裁長官は別ですけれども、高裁長官という別建ての報酬があります。高裁長官から認証官になるものですから。例えば、仙台から広島に行ったから、上がったり下がったりということはありません。その任地の調整手当は上がったり下がったりしますけれども。
- 【髙木委員】というより、私のお尋ねしたいのは、実質的には手当はないけれども、そういう責任の重さみたいなものに連動して、給与がリンクしているんじゃないかということです。
- 【竹下会長代理】高裁長官以外の裁判官に ついてですね。
- 【藤田委員】別建てになっていて、それは 判事の給与は。
- 【髙木委員】ちょっと高裁の例は適当じゃなかったかもしれませんが、そういう意味で職位リンクみたいな世界は、私はあ

るんじゃないかなと思います。ただ、同 じような職能を求められている部分は、 基本的に単一レートということで、強い て言えば、勤続ファクターなり経験ファ クターみたいなものをある程度見るの は、キャリアシステムということにこだ わりになられるなら、有り得る話だと思 います。ただ行く行くは、できるだけキ ャリアシステム的な運営でないようにし ていきましょうという道筋が想定される としたら、将来それは何十年先の話かも しれませんけれども、その道筋を踏まえ た給与体系が必要になる。具体的には、 弁護士任官の方なんかがいっぱい増えて きたときに、どういうことになるのか。 そんな意味で、いわゆるポスト・リンク みたいな部分はあるんだろうとは思いま す。ジョブデザインを描いてみて、それ を職務評価してみたら、同じですという 構図です。

だから、これは評価との関係も出てくるんですが、単一レートというのは極め付けて言うと単一レートが必然そうだということなんですが、少なくとも、同じことが期待されておるんであったら、その期待度に対する実態的に職務遂行度が、どう評価されるかという、これはまた別の話としてはあるんだろうと思いますが。

【中坊委員】もう言うまでもないとは思い ますけれども、要するに、私たちがここ でなぜ裁判官の報酬の多段階制を問題に しているかと言えば、裁判官の独立とい うものが、昇給、昇進によって影響を受 けているんじゃないか、みんな国民はそ ういうふうに見ているよということ、そ れに対してどう対応するかというのが、 我々の審議の一つの大きな視点だろうと 思うんです。そういうことから言えば、 それはだれが見ても、一般の会社と同じ ように、23 段階というような、どんど こ上がっていくというような制度自体 は、どういう制度を取るにしてもおかし いということだけは、我々としては共通 の認識に達するんじゃないかなという気 がいたします。

【佐藤会長】議論すると、この報酬の問題は、非常に難しいんだろうと思います。 そういう意味で、今日意見の取りまとめ は難しいんですが、藤田委員がさっきおっしゃったように、報酬が落ちるようなことではいけない、これをいじることによってですね。その点は余り御異論がはことかというように思いますが、問題は。はい、そのこと自体に何か御異論がありますか。

【北村委員】給料というのは、やはり勤務時間とか忙しさとかによって違ってくると思うんです。裁判官の数が今度ずっと増えていって、もし今の裁判官よりももっと時間的な余裕ができるんだったら、下がるということもあり得るでしょうし、だからそんなの一概に言えないんじゃないかなと思うんです。

今の裁判官の給料が高いかどうかというのは、それもちょっとよく分かりませんけれども、だからそんなことを言っていいのかなというふうにも思うんです。

- 【藤田委員】お言葉ではございますが、今の裁判官の事務量というのはちょっ事務量というのはちょっ事ですから、昔、私が判事ですから、古でないこたでは、それを行ったことがありましたけれども、いるとは会社を与えて教養したおります。文化は会社なりであります。というのはよりであります。御勘弁を願いたい。
- 【中坊委員】私たち弁護士の立場から見ても、今の裁判官は余りにも忙し過ぎるし、決して報酬そのものが高いとは思えないです。だから、それがまた弁護士任官の一つの大きな問題点にもなっているわけだから、やはりそういう意味で言えば、私も藤田さんと同じ意見で、それはたまたま二人が一緒になっているという意味じゃなしに、やはり現在の裁判官を目の当たりに見ておって、私の見る限りでも

若いころは本当に質素に、お暮らしになっているのは事実だし、それが今まさにおっしゃるように、この報酬の改定で、全体としてもうちょっと暇になったらダウンだというのは、私もちょっと酷なように思うんです。

【佐藤会長】では、その前提ですけれども、 先ほど来何人かの委員もおっしゃり、ま たさっき藤田委員も場合によってはとい う感じのこともおっしゃいましたけれど も、今の段階がすべて含めて 23 段階、 これがいいのかどうか。先ほど髙木委員 でしたか、ちょっと触れられたことなん ですけれども、裁判所が発足するころの 議事録、国会でどんな議論があったのか ということで、21年8月27日の貴族院 の議事速記録を見たのですが、その中で、 木村篤太郎国務大臣が言っておられるん ですが、最高裁判所の裁判官の場合は一 緒だけれども、下級裁判所の裁判官の場 合はそういうわけにはいかないだろう と。在職期間が長いもんですから。憲法 上 10 年ずつなんですけれども、当然再 任を考えてのことです。ただ、余り多い とやはりいろいろ弊害があるということ をおっしゃっているんです。ちょっと読 ませていただきます。「往々ニシテ其ノ 進級ヲ早目ニ求メタイト云ウ点カラシ テ、色々ノ弊害ヲ生ズルコトハ当然デア リマスルガ、左様ナ弊害ヲ生ズルコトヲ 防止スル為二、極メテ階級ヲ少ナク致シ マシテ、サウシテ運用ニ於テ、進級制ニ 伴ウ弊害ヲ除去致シタイト考へテ居ル次 第デアリマス」、と。

ですから、今の段階が多段階というべきかどうか、それ自体評価ですから分かりませんけれども、今の段階でいいのかどうかは、やはりちょっと考えていただくべきものではないかという辺りのところで、今日のところは、よろしゅうございますか。まとめになっているのかどうか分かりませんけれども。

(「はい」と声あり)

【佐藤会長】では、この問題についてはそ ういうことにさせていただきます。(略)